



豊監公表第1号

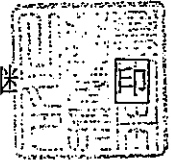
令和元年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市教育長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）1月28日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和元年11月25日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
豊島小学校	<p>◆保護者負担費について 保護者負担費等会計事務マニュアルで定めている「現金入金記録簿」、「収入決裁書」、「支出決裁書」及び「費目間振替決裁書」を作成せずに保護者負担費の出金及び入金がされていた。 各学年の会計出納簿が作成されていなかったため、各学年の学習実費や5年生及び6年生の積立金を管理するための通帳の残高が正しいか確認できなかった。 「支出決裁書」が作成されて</p>	<p>豊島小学校において、「現金入金記録簿」、「収入決裁書」、「費目間振替決裁書」、各学年の「会計出納簿」及び「支出決裁書」を作成するとともに、「支出決裁書」には、納品書、請求書及び領収書を添付することとしました。 また、監査結果について各校に情報提供を行い、注意喚起を行っています。今年度はコロナ感染症のため、学校事務職員向けの一斉説明会は行えませんでした。機会を捉えて周知していきます。 共同実施支援室においては、対象校へ出向き現場確認を行い、助言</p>

	<p>いないため、納品書、請求書 又は領収書の保管が統一され ていなかった。</p>	<p>指導を行いました。また、全体会 においても周知を行い、改善する ように努めています。 各共同実施のチームでも、チェッ ク方法について検討を行っていま す。</p>
--	--	--